

# 投光器 学習版

国労東海貨物協議会  
2012年3月25日 No.6  
発行責任者 鈴木 和巳

## 今年の「春闘」の結果は！

既に今年の新賃金については会社から勤労情報で出されていますが、回答内容は「ベースアップ・ゼロ」「定期昇給のみ実施」「55歳以上の社員の賃金改善措置として1,400円を加算する」「割増賃金の改訂として1時間当たり単価のうち、B単価を(125/100)から(126/100)に改める」となっています。

この回答に満足する方はいないと思われそうですが、何これと思うのがB単価の1/100プラスです。

現在、貨物会社の125/100という数値は労働基準法で定められている最低限の数値であり、JR東海などは130/100となっています。上がらないよりは上がった方が良いとは思いますが、一体これは金額にしてどの位なののでしょうか？ 学習しましょう！



B単価とは？	超過勤務手当です。
超過勤務手当とは？	正規の勤務時間外に勤務した場合に支給される手当です。
金額は？	基本給により様々です。1時間あたりの賃金に126/100を乗じた金額となります。
1時間あたりの賃金？	$\frac{(\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{技能手当} + \text{初任給調整手当}) \times 12}{(\text{各種勤務種別ごとに定める1日平均労働時間}) \times 257}$

解かりにくいので、例えば基本給が20万円、日勤2種、各種手当が無い方を例に上記の計算を行ってみましょう。日勤2種の1日平均労働時間は7時間35分(分に直すと455分)です。 $(200,000円 \times 12) \div (455分 \times 257) \times 60分 = 1,231.5円$ 。これがこの方の1時間あたりの賃金額になり、今回の1/100プラスの増額は12.3円となります。

職種による違いはあると思いますが、超過勤務手当が月に10時間を超える方って一体どの位いるのでしょうか？10時間の超勤を行って100円~250円程度のアップですね！



## 改善を目指すのが労働運動です！

私たち労働者は、貨物会社の就業規則により様々な労働条件などが決められています。会社が作った就業規則ですから労働者の権利は認めつつも会社に都合の良いものとなっており、これは改善したいと思う部分が多々あります。国労はこれらを要求化して労働条件改善要求を会社に提出し交渉を行っていきます。

青年の皆さんは就業規則を改善することを最初からあきらめていませんか？